

事務連絡
令和8年8月7日

各国立大学法人担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
大学又は高等専門学校を設置する各学校法人担当課
放送大学学園担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
各地方公共団体(各都道府県、各市町村、各組合等)公立大学、高等専門学校及び専門学校担当課
各地方公共団体(各都道府県)私立学校担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
各都道府県教育委員会高等学校進路指導担当課
各指定都市教育委員会高等学校進路指導担当課

御中

文部科学省高等教育局
学生支援課高等教育修学支援室

「高等教育の修学支援新制度」における令和8年度地方税制改正の影響について

各位におかれては、日頃より、「高等教育の修学支援新制度」による給付型奨学金及び授業料等(授業料及び入学金)減免事務の円滑な実施に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「高等教育の修学支援新制度」においては、多子世帯支援として、地方税法上の扶養親族である子等の数が3以上である生計維持者の扶養親族である子等を対象としてきたところです。令和8年度地方税制改正において、給与所得控除の最低保障額が引き上げられたこと等を踏まえ、対象となる子等の合計所得金額等が引きあがることから、別紙のとおりお知らせします。

については、本制度の対象となる学生等へ支援をしっかりと届けることができるよう、各学校に属する学生等に対する本制度の周知広報をお願い申し上げます。高等学校等の設置者におかれては、本内容が高等学校等の生徒等が大学等に進学する際に影響があることに留意し、本件について大学等への進学を希望する生徒等への進路指導などにおいて「高等教育の修学支援新制度」の内容とともに適切に周知いただくようお願いいたします。

なお、各学校設置者におかれては貴下各大学、高等専門学校及び専門学校、高等学校等に、各地方公共団体におかれては所管の学校(専修学校含む。以下同じ。)に対し、厚生労働省におかれては所管の専門学校に、各都道府県教育委員会におかれましては、所管の学校及びその設置者並びに域内の市区町村教育委員会(指定都市教育委員会を除く。)に、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して周知をお願いします。

<本件連絡先>

文部科学省高等教育局学生支援課高等教育修学支援室

TEL:03-5253-4111(内線 3410、3495)

E-mail:qafutankeigen@mext.go.jp

【専門学校に関すること】

文部科学省高等教育局学生支援課高等教育修学支援室

(専門学校担当)

(総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室内)

TEL:03-5253-4111(内線 3280、3958)

E-Mail:koto-syugaku-chihou@mext.go.jp

※ 問合せは原則としてメールでお願いします。



文部科学省



JASSO

独立行政法人
日本学生支援機構
Japan Student Services Organization

「高等教育の修学支援新制度」の要件とアルバイト収入の関係を教えて！

「高等教育の修学支援新制度」
公式キャラクター【まなびーニャ】

①住民税が課税される水準と②多子世帯の「扶養する子供」から外れる水準の2つに気を付けて！
令和6年と令和7年のアルバイト収入との関係は以下の通り

「高等教育の修学支援新制度」
公式キャラクター【まねこ先生】

①住民税が課税される水準

= **これを超えると住民税が課税され支援区分が第Ⅱ区分以下となり、支援額が減少します!!**

●令和8年(2026年)9月以前の修学支援新制度における判定で用いられる水準

令和7年度(2025年度)分の住民税が非課税となる年収

令和6年(2024年)1月～12月までの学生本人の給与収入が**100万円**以下
〈事業所得の場合、45万円以下〉

●令和8年(2026年)10月～令和9年(2027年)9月の修学支援新制度における判定で用いられる水準

令和8年度(2026年度)分の住民税が非課税となる年収

令和7年(2025年)1月～12月までの学生本人の給与収入が**110万円**以下
〈事業所得の場合、45万円以下〉

②多子世帯の「扶養する子供」から外れる水準

= **これを超えると本制度上の多子世帯に該当しなくなり、多子世帯支援が受けられなくなります!!**

●令和8年(2026年)9月以前の修学支援新制度における判定で用いられる水準

「扶養する子供」にカウントされる年収

令和6年(2024年)1月～12月までの学生本人の給与収入が**103万円**以下
〈合計所得金額48万円以下〉

●令和8年(2026年)10月～令和9年(2027年)9月の修学支援新制度における判定で用いられる水準

令和7年(2025年)12月31日時点の年齢(※)

「扶養する子供」にカウントされる年収

19歳未満

令和7年(2025年)1月～12月までの学生本人の給与収入が**123万円**以下
〈合計所得金額58万円以下〉

19歳以上23歳未満

令和7年(2025年)1月～12月までの学生本人の給与収入が**160万円**以下
(生計維持者において、特定親族特別控除の申告をしてください。)
〈合計所得金額95万円以下〉

23歳以上

令和7年(2025年)1月～12月までの学生本人の給与収入が**123万円**以下
〈合計所得金額58万円以下〉

※生年月日が2007年1月～2007年4月1日の人は、19歳以上23歳未満とみなします。

「高等教育の修学支援新制度」と令和8年のアルバイト収入の関係を教えて！



独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization



「高等教育の修学支援新制度」
公式キャラクター【まなびーニャ】

①住民税が課税される水準と②多子世帯の「扶養する子供」から外れる水準の2つに気を付けて！

令和8年のアルバイト収入との関係は以下の通り



「高等教育の修学支援新制度」公
式キャラクター【まねこ先生】

①住民税が課税される水準

= **これを超えると住民税が課税され支援区分が第Ⅱ区分以下となり、支援額が減少します!!**

● **令和9年(2027年)10月以降**の修学支援新制度における判定で用いられる水準

令和9年度(2027年度)分の住民税が非課税となる年収

令和8年(2026年)1月～12月までの学生本人の給与収入が**119万円**以下
〈事業所得の場合、45万円以下〉

②多子世帯の「扶養する子供」から外れる水準

= **これを超えると本制度上の多子世帯に該当しなくなり、多子世帯支援が受けられなくなります!!**

● **令和9年(2027年)10月以降**の修学支援新制度における判定で用いられる水準

令和8年(2026年)12月31日時点の年齢(※)	「扶養する子供」にカウントされる年収
19歳未満	令和8年(2026年)1月～12月までの学生本人の給与収入が 136万円 以下 〈合計所得金額62万円以下〉
19歳以上23歳未満	令和8年(2026年)1月～12月までの学生本人の給与収入が 169万円 以下 (生計維持者において、特定親族特別控除の申告をしてください。) 〈合計所得金額95万円以下〉
23歳以上	令和8年(2026年)1月～12月までの学生本人の給与収入が 136万円 以下 〈合計所得金額62万円以下〉

※生年月日が2008年1月～2008年4月1日の人は、19歳以上23歳未満とみなします。